

善通寺市

分別収集計画

令和7年6月

善通寺市環境課

善通寺市分別収集計画

令和 7 年 6 月 1 日策定

1. 計画策定の意義

高度経済成長期に始まった大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルは、物質的な豊かさをもたらした一方で限りある地球資源を浪費するとともに、ごみ問題をはじめ環境汚染、二酸化炭素による温暖化の問題など地球環境問題にまで拡大をしている。したがって、大量生産、大量消費型の構造を見直し、さらなる省資源・省エネルギーに努め、ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした社会経済システムの構築に向けて行動することが重要な課題となっている。

このような課題を解決するには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や責務を自覚し、循環型社会形成推進基本法の理念に沿って、廃棄物の適正処理と 3R の推進に正面から取り組むことが極めて重要であり、本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

善通寺市では、昭和 52 年から燃えるごみ及び燃えないごみの中からリサイクル可能な紙や金属等を分別して収集する「善通寺方式資源リサイクル事業」を推進し、また燃えるごみは平成 7 年から、燃えないごみは平成 13 年からそれぞれ収集の有料化を図り、粗大ごみについても平成 13 年 10 月から戸別に有料収集に取り組み、ごみ減量化とリサイクルに努めている。

本計画は、容器包装廃棄物を容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号以下「法」という。）第 8 条に基づき分別収集し、その減量・リサイクルを促進する目的で、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画の基本的な方向は、次のとおりである。

- ① ごみ減量化の推進
- ② 地域社会における更なるリサイクル体制の構築
- ③ 関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

区 分	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
容器包装廃棄物	431 t	411 t	392 t	374 t	357 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力と連携を図るものとする。

また、環境推進員会、自治会等をはじめとする市民との協働によるリサイクル活動を推進する。

（1）発生抑制の推進

簡易包装の推進や、市民への買い物袋の持参の呼びかけなどを行なうとともに、量販店や一般小売店等でのマイバッグの使用、レジ袋、包装の簡素化等の発生抑制に係る事業者の自主的な取り組みを推進する。

また、環境推進会等を通じてごみ減量化に対する協力を働きかけるとともに、市広報紙などにより排出抑制に関する啓発を行う。

（2）分別の促進

各地区の環境推進会の周知会等において分別収集の重要性について周知徹底を図る。

（3）環境教育、啓発活動の充実

ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正排出に関する教育、啓発活動に積極的に取り組む。

7. 分別をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ① 無色のガラス製容器 ② 茶色のガラス製容器 ③ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール 以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	上記以外のプラスチック製の容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	17		16		15		14		13	
主としてアルミ製の容器	22		21		20		18		17	
無色のガラス製容器	51		49		47		45		43	
	0	51	0	49	0	47	0	45	0	43
茶色のガラス製容器	56		53		50		48		45	
	0	56	0	53	0	50	0	48	0	45
その他のガラス製容器	20		20		20		20		21	
	20	0	20	0	20	0	20	0	21	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5		5		4		4		4	
主として段ボール製の容器	95		89		84		79		74	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	17		16		15		14		13	
	0	17	0	16	0	15	0	14	0	13
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	44		42		39		37		36	
	0	44	0	42	0	39	0	37	0	36
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	103		100		98		95		92	
	103	0	100	0	98	0	95	0	92	0

※ ガラス製容器（無色，茶色，その他），その他の紙製容器包装，ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と，独自処理量の記載方法は以下のとおり。

（合計）	
（引渡見込量） t	（独自処理量） t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 令和6年度実績に、令和8年度から令和12年度までの分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量（出荷量）から算定した平均増減率等に乗じて「計画年度の分別基準適合物等の量」の見込量を算出。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。市民負担の軽減を図るため、令和7年4月1日より収集運搬を委託し、缶、びん、ペットボトルは三種一括収集を開始した。なお、分別収集する容器包装廃棄物の種類、分別の区分、収集・運搬の主体、選別・保管等の主体は以下に示すとおり。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	三種一括収集対象 委託業者による 定期収集・選別	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	三種一括収集対象 委託業者による 定期収集・選別	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	三種一括収集対象 委託業者による 定期収集・選別	委託業者
	プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	委託業者による 定期収集・選別	委託業者
紙類	飲料用紙パック	飲料用紙パック	委託業者による 定期収集	委託業者
	段ボール	段ボール	委託業者による 定期収集	委託業者
	その他紙製容器包装	飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空缶（スチール、アルミ）・びん（無色、茶色、その他）・紙製容器包装等（紙パック、段ボール、その他紙製容器包装）・ペットボトルは委託業者で運搬・選別・圧縮・梱包・保管。その他プラスチック容器包装等について、善通寺市未来クルパーク21の施設で選別・圧縮・梱包・保管する。

処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用 172箇所
		専用集積場所設置 1箇所
収集・運搬	収集車両	共通車両利用 9台
		専用車両準備 0台
選別・保管	工場棟	処理能力 21t／日
	ストックヤード	423㎡

分別収集の用に供する収集計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶	市販の透明・半透明・乳白色の袋	4tパッカー車 及び	無
スチール			2tパッカー車	
無色ガラス	ガラスびん	市販の透明・半透明・乳白色の袋	4tパッカー車 及び	無
茶色ガラス			2tパッカー車	
その他ガラス				
紙パック	飲料用紙パック	縛る	4tパッカー車 及び 2tパッカー車	無
段ボール	段ボール			
その他紙製容器包装	飲料用紙パック、 段ボール以外の紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	市販の透明・半透明・乳白色の袋	4tパッカー車 及び 2tパッカー車	無
その他プラスチック製容器包装	ペットボトル以外 プラスチック製容器包装	網袋	4tパッカー車 及び 2tパッカー車	選別 圧縮 梱包 保管

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、善通寺市環境審議会に重要な事項を諮問する。

また、地域の自主的なリサイクル活動をさらに強化・育成していくため、善通寺市環境推進連合会との連携を深めるため、ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうよう働きかける。

善通寺市環境推進連合会によるリサイクル活動を一層促進するため、今後においても資源ごみの売り払い収入は、全額還元する善通寺方式を継続する。また、分別収集の促進充実のため集積場所の整備に対しては引続き補助金の交付を行う。